

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	きれいなまち推進事業			事業コード	0269
所属コード	054500	課等名	資源循環推進課	係名	資源化推進係
課長名	菅原 英彦	担当者名	菊池 雄	内線番号	8325
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	環境との共生	コード	6
	施策	地球環境への貢献	コード	3
	基本事業	廃棄物の発生抑制・再使用・再生処理	コード	2
予算費目名	一般会計 4 款 2 項 1 目きれいなまち推進事業 (006-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 平成 7 年度
根拠法令等	盛岡市きれいなまち推進員規則			

(2) 事務事業の概要

きれいなまち推進員を通じたごみ集積場所等の管理指導による廃棄物の適正処理や、町内会との連携を図ることにより、きれいなまちづくりを推進する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

きれいなまち推進員制度は、保健衛生班長（盛岡地域）及び衛生指導員（都南地域）を統合し、市と地域の一体的な取組を一層強化するとともに、専門性を高めることを目的に制度の見直しを行い、平成 7 年度に発足した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 22 年度から盛岡・都南地域でプラスチック製・紙製容器包装の分別収集が始まり、地域と協働でのごみ分別意識の向上をこれまで以上に図っていく必要がある。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

ごみの分け方・出し方のルールを守らない違反ごみ

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 違反ごみ件数	件	512	854	613	988	200
B						
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

きれいなまち推進員を通じたごみの適正排出指導

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 違反ごみ指導件数	件	512	854	613	988	200
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

ごみの分別のルールを守り，住みよいきれいなまちもりおかを作る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 違反ごみ処理件数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	185	225	183	313	100
B 違反ごみ自主撤去件数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	327	629	430	675	100
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	27,888	29,886	29,577	30,844
	⑤その他(磁性物等回収資源収入)	千円	2,141	133	1,512	1,512
	A 小計 ①～⑤	千円	30,029	30,019	31,089	32,356
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	7,800	7,800	7,800	7,800
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	31,200	31,200	31,200	31,200
計	トータルコスト A+B	千円	61,229	61,219	62,289	63,557
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

ごみの適正排出の指導は、施策の目的であるごみの減量や資源再利用に直結している。

② 市の関与の妥当性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするをねらいとして廃棄物減量推進員を委嘱することができることとなっている。きれいなまち推進員は、市と連携の下、一般廃棄物の減量化・再生利用を促進しており、妥当である。

③ 対象の妥当性

全市民が対象となる事業のため、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

生活環境の保全や公衆衛生に影響が生じ、市民の健康で快適な生活が確保できなくなることから、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

きれいなまち推進員や地域との連携による適正排出の指導啓発をより一層推進することにより向上余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

生活環境の保全や公衆衛生が向上することで、全市民の健康で快適な生活を確保することができることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

きれいなまち推進員の報酬等は、業務内容・活動状況から考えても妥当であり、削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

きれいなまち推進員と町内会との連携の一層の推進を図る。アパートやマンション等の居住者の適正排出の指導を重点的に行う。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

地域ごとに事情が異なることから、個別の相談に対応していく。アパートやマンションの居住者については、分別ルールが守られない割合が大きく、地域や管理会社等と連携した啓発指導を行っていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

きれいなまち推進員及び町内会の努力に加え、経済状況の反映などにより、違反ごみ件数は減少してきている。

ごみの減量には、きれいなまち推進員及び町内会と連携し、今後も継続していくが、平成24年3月に改定した「ごみ減量化行動計画」に沿って、さらにきめ細かい啓発活動に努める。